

平成25年11月28日

放送受信契約の未契約世帯への訴訟予告通知の発送について

本日、神奈川県、千葉県および埼玉県の未契約世帯14件に対し、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から民事訴訟を提起することとしています。
- これ以上営業現場での対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した神奈川県の未契約世帯については8月29日に、千葉県および埼玉県内の未契約世帯については10月24日にそれぞれ担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し、さらに対応を重ねてまいりましたが、このうち、どうしてもご理解いただけない14件につきまして、本日、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

これまでの未契約世帯に対する民事訴訟

未契約世帯については、これまでに76件の民事訴訟の提起を行いました。このうち、44件については円満に受信契約の締結をいただき、訴えを取り下げました。また、8件については契約と受信料の支払いに応じていただく和解となりました。18件については、現在係争中です。

残る6件は判決が確定しています。（1件はNHKの請求を認める判決、5件は相手方欠席により、NHKの請求を認める調書判決）